

## 船舶インシデント調査報告書

令和5年9月1日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和4年11月6日 10時10分ごろ
発生場所	福岡県宗像市沖ノ島南南東方沖 沖ノ島灯台から真方位161° 6.4海里付近 （概位 北緯34° 08.6′ 東経130° 08.8′）
インシデントの概要	遊漁船ゆきかぜは、漂泊中、主機の始動ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年11月9日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	遊漁船 ゆきかぜ、3.1トン 240-62381福岡、個人所有 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力147.0kW、回転数 毎分3,460、6気筒、ボア94mm、使用燃料軽油、平成21年 2月機関製造、平成22年2月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約4m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客2人を乗せ、福岡県福岡市奈多漁港を出港し、沖ノ島南南東方沖で主機を停止し、漂泊して遊漁を行い、釣り場を移動する目的で主機を始動しようとしたところ、冷却海水ポンプ（以下「本件ポンプ」という。）付近から異音が発生するとともに、冷却水循環異常の警報が鳴り、主機が始動できなくなった。</p> <p>船長は、原因を調査したところ、主機冷却用の海水が取水できておらず、本件ポンプ付近から異音が発生することから、本件ポンプの故障と考え、整備業者のアドバイスを受けて航行不能と判断し、118番通報して救助を要請した。</p> <p>本船は、来援した海上保安庁の巡視艇にえい航され、奈多漁港に入港した。</p> <p>本船は、入港後の整備業者による本件ポンプの開放検査の結果、海水が内部に浸入することを防ぐメカニカルシールに経年劣化による亀裂が認められ、そこから発錆した玉軸受が破損して本件ポンプの作動が阻害され、主機へ冷却海水が供給されずに主機が始動できなくなったと判断され、本件ポンプを新品に交換し復旧した。</p>

	<p>船長は、令和2年6月に本船を中古で購入して以降、本件ポンプに起因する不具合や本件ポンプ自体の異音等の不具合の兆候が発生していなかったため、本件ポンプの点検を行っていません。</p>
<b>分析</b>	<p>本船は、中古で購入されて以来、本件ポンプの点検が行われていなかったことから、漂流中、船長が主機を始動しようとした際、本件ポンプのメカニカルシールの経年劣化による亀裂から内部に浸入した海水により発錆が進んでいた玉軸受が破損し、本件ポンプの作動が阻害されて冷却海水が取水できなくなり、主機が始動できず運航不能になったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本インシデントは、本船が、中古で購入されて以来、本件ポンプの点検が行われていなかったため、漂流中、船長が主機を始動しようとした際、本件ポンプのメカニカルシールの経年劣化による亀裂から内部に浸入した海水により発錆が進んでいた玉軸受が破損し、本件ポンプの作動が阻害されて冷却海水が取水できなくなり、主機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、定期的に冷却海水ポンプの内部点検を行い、必要に応じ劣化した部品を交換すること。</li> </ul>